

淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

淀川本川河川保全利用委員会

2025年12月発行

No. 100



淀川河川敷グラウンド（枚方市）（令和7年5月）

“川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？ 野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないかでしょう。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？ 川に入っての魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないかでしょう。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思いますが、このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありますから、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Webサイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Webサイトをご覧ください。



淀川管内 河川保全利用

検索

[https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/
activity/comit/hozen-iin/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html)

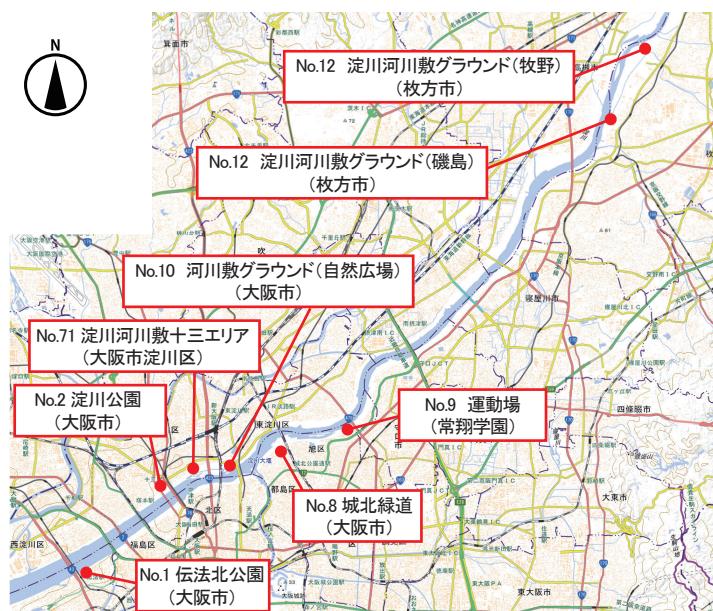
委員会開催報告

令和7年度 淀川本川河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和7年10月15日（水）



委員会の様子



審議対象案件 位置図

■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

番号	名称	占用者	占用面積 (m ²)	主な施設	占用の位置	ランク	備考
1	伝法北公園	大阪市建設局	50.40	コンクリートブロック、フェンス、石垣	堤内地	C	
2	淀川公園	大阪市建設局	3,250.46	木製遊具、ベンチ、公園灯 等	堤内地	C	
8	城北緑道	大阪市建設局	285.66	転落防止柵、散水栓、照明灯 等	堤防	C	
9	運動場	常翔学園	44,802.82	ラグビーポール、サッカーゴール、バッティングゲージ、防護ネット、スレッドマシーン、スクラムマシン	堤外地	A	
10	河川敷グラウンド（自然広場）	大阪市東淀川区	6,150.00	ベンチ、ポール（バックネット用）	堤外地	A	
12	淀川河川敷グラウンド	枚方市	28,766.40	バックネット、コルゲートパイプ、ベンチ、防球ネット、簡易便所及び台座、道具箱、かごマット 等	堤外地	A	
71	淀川河川敷十三エリア	大阪市淀川区	28,979.48	屋台飲食店、コンテナ（便所・倉庫・管理事務所）、ペット洗い場、シンク、シャワー 等	堤防・堤外地	A	

※Aランク：次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク：今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク：河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

■ 現地視察

9:30~13:00 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 12 淀川河川敷グラウンド（枚方市）



No. 71 淀川河川敷十三エリア（大阪市東淀川区）

委員会開催報告

日 時： 令和7年10月15日(水) 14時00分～16時00分

場 所： 中央流域センター（枚方市）

参加者数： 委員6名、占用者17名、一般傍聴者2名

河川管理者3名、事務局4名

出席者

(敬称略)

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	森本 幸裕	京都大学 名誉教授 公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長	委員長	出席
	中川 一	京都大学 名誉教授	副委員長	出席
	黒坂 則子	同志社大学 法学部 教授		出席
	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授		出席
行政委員	松本 恭幸	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 事務局長		出席
	大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 課長			出席
	大阪府都市整備部 公園課 課長			欠席

■ 議事内容

- 1)これまでの会議の報告
 - (1) 令和7年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 令和7年度 占用者説明会の報告
- 2)公園等に占用期間について
- 3)令和7年度 審議対象案件の審議
- 4)とりまとめ
- 5)その他

■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

No. 1 伝法北公園（大阪市）

- ・サクラについては、クビアカツヤカミキリの対策について、専門家に診てもらうなど留意されたい。
- ・占用範囲について図や写真で明示されるとわかりやすい。
- ・ランクCを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様5年ごとに審議を行うこととする。



No. 2 淀川公園（大阪市）

- ・サクラについては、クビアカツヤカミキリの対策について、専門家に診てもらうなど留意されたい。
- ・ランクCを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様5年ごとに審議を行うこととする。



No. 10 河川敷グラウンド（自然広場）（大阪市東淀川区）

- ・占用範囲外ではあるが、占用地近くにゴミ箱、吸い殻入れが見受けられたので撤去されたい。
- ・大阪府でもネイチャーポジティブの取り組みを全域で進めている。河川敷の特性を生かして、さらに踏み込んだ取り組みを進められたい。
- ・資料には望ましい環境利用が書かれており、これに基づいた取り組みがなされるとよい。
- ・河川敷をスポーツレクリエーションの場として提供していただきいていてありがたい。
- ・利用者数を見ると伸びが見られない。特定の利用者と考えられる。
- ・市の広域避難場所になっているようだが現地で表示がなかったように思う。1つぐらい看板があってもよいと思うので検討されたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。



No. 8 公園城北緑道（大阪市）

- ・サクラについては、クビアカツヤカミキリの対策について、専門家に診てもらうなど留意されたい。
- ・前回意見にも対応いただいているようなので継続されたい。
- ・ランクCを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様5年ごとに審議を行うこととする。

**No. 9 運動場（常翔学園）（学校法人常翔学園）**

- ・過去の審議では「堤内地への転換」なども指摘されていたようだ。占用者も代替地の検討をされていた記憶がある。
- ・事情は理解できるが、今後どのようにしていくべきか検討していく必要があると思う。
- ・チェックリストについては前回意見をベースにするのではなく、占用者のセルフチェックの意味も込めてすべて埋めてもらうようにしたほうが良い。
- ・外来魚駆除釣り作戦などは興味深い。ぜひ継続されたい。
- ・グラウンドとしてきちんと整備されているように感じた。生物多様性の観点からは、できるだけ自然に近い状態を残してもらえるとよい。
- ・ほかの学校ではスクールバスで遠隔地まで行っている例もある。将来的には「川は川に戻す」方向で考えていかなければならない。
- ・大阪にとって重要な環境資源である淀川に大きな負荷をかけていることは理解いただいていると思う。自然環境を別の場で再生していくようなことに貢献していくことも考えなければならない。幅広く経営の視点で考えてもらいたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は特殊事例のため最長5年で河川管理者が判断するものとし、5年後をめどに審議を行うこととする。

**No. 12 淀川河川敷グラウンド（枚方市）**

- ・グラウンド周辺に自然が残されていてよい。
- ・環境学習会も実施されているとのことでよい。外来植物の駆除などもよいが、生物多様性の理解の推進に向け、河川レンジャーなどと協働で進められたい。
- ・グラウンドの横にクリの木があった。環境学習の際に紹介するなどの取り組みをされるとよい。
- ・過去に樹木銘板の設置を検討されたいという意見もあった。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。

**No. 71 淀川河川敷十三エリア（大阪市淀川区）**

- ・カヤネズミについて看板を設置する予定とのことだが、どのような内容を予定しているか？
- ・希少な野生生物であるのでぜひ強調してもらいたい。
- ・カヤネズミの対策等について、専門家に相談をされたほうがよいので検討されたい。
- ・専門家を招いた環境学習は今後もうまく展開されることを期待する。
- ・今回は中間審議ということで了承する。2年後に改めて審議を行う。



淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行

淀川管内河川保全利用委員会
委員会ニュース

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局

淀川河川事務所 占用調整課

〒573-1191

ご意見受付

